

中というた。直屬の士を總稱して家中というたからである。又家中は又家來とも又者ともいふことがあつた。

マタゴロウチヨウ 又五郎町 金澤の町名。材木町四丁目の横小路で、横山又五郎の居邸があつたから町名となつた。

マダチウチナホ 眞館氏尙 通稱太郎左衛門。眞館好久の嫡男で、羽昨郡土田庄館の土豪であつた。嘉吉二年正月二十四日五十二歳を以て歿した。

マダチウチナリ 眞館氏成 通稱太郎左衛門。眞館氏尙の嫡男で、羽昨郡土田庄館の土豪であつた。文明二年竹邊二郎致純四代の孫祐純が非違あつて逐電した時、畠山義統は氏成をして其の所領を兼管させた。此の時から畠山氏の配下となり、十七年九月朔日六十八歳で歿した。

マダチタロザエモン 眞館太郎左衛門 鹿島郡武部の十村役。文政五年苗字を許され、七年十五石を扶持せられた。安政六年歿。

マダチヤザエモン 眞館彌左衛門 鹿島郡武部の十村役。文政五年苗字を許され、七年十五石を扶持せられた。安政六年歿。

マダチヨシヒサ 眞館好久 通稱太郎左衛門。父は土田太郎左衛門好。好久康應以來羽昨郡土田庄なる館に住し、後眞館を氏とした。正長元年十二月十一日歿、享年六十七。子孫鹿島郡に住して豪族となつた。

マタニ 間谷 能美郡五十谷部落から南方の溪谷。

マタニガハ 間谷川 ↓ダイニチガハ 大日川。

マタノロクベエ 侯野六兵衛 初め富田重

政に仕へ、大坂再役に従軍して岡山口でもぎ付の首を得、銀二枚・帷子二を賞賜せられた。正保元年前田利常に仕へて無組興力となり、祿二百石を受け、晩年無徳と號した。無徳の孫六兵衛の時、貞享四年三月十五日五十石を加増せられて本組興力となり、その後裔茂平は文化二年四月亂心自殺して家断絶した。

マタモノ 又者 藩士に臣屬する家士、即ち藩侯の陪臣の意で、一に又家中と稱するものに同じい。又藩侯廣式の中老以上の奥女中に使役せられ、一人に二三名隸屬してゐた端女をいふこともある。

マダラ まだら 我が國の民謡は數多いが、合唱することを規格とするものは能登まだら以外は少いやうである。この國では鳳至郡輪島町と鹿島郡七尾町とで謡はれるけれども、式作法は後者の方が嚴格で、打囃子手拍子の數まで一定してゐる。祝宴などの場合に、『めでた〜の若松さまよ枝も榮える葉も繁る』を本唄にして、五六種の脇唄が唄はれる。

マチ 町 石川郡中興郷に屬する部落。

マチ 町 河北郡湯涌郷に屬する部落。

マチ 町 羽昨郡堀松庄に屬する部落。邑名は畠山氏の家臣平氏の城下であつたから起り、その館迹は村内にあつて、後に寺屋敷となつた。能登名跡志に『川尻と安部屋の間に町村とあり。郭跡あり。城主の筋目に武右衛門といふ百姓あり。』と記する。

マチイ 町家 金澤に於ける本町の商家は、奥行十六間の屋敷を定則とするが、地子町には制限がなかつた。間口は廣狭種々あつたが、裏小路の外は五間を普通とし、三間を最小とした。酒造業若しくは旅宿業の如きは、

十四五間乃至三十間の前口を有するものもあつた。家屋の構造は、屋根を批板葺とし、川石で押さへ、切妻造り平入りで、總二階があつた。軒の下に小屋根があり、その下を幅三尺の軒下とし、店舗を開かざる部分は割竹を編んだ簀戸即ちちむしこといふを嵌める。内部の完備したものには、店の間・中の間・次の間・居間・客間・流し元・湯殿・便所等があり、表二階を下男・下女の部屋に宛て、多くは土藏を有し、入口から奥まで貫通した三尺乃至九尺幅の土間があつて、それを通り庭と稱した。

マチガイシヨ 町會所 金澤町奉行の役所である。慶長二年竹屋仁兵衛が町役人を命ぜられた時、博勞町の自宅を役所に當てたに初り、寛永十三年安見隱岐が流刑に處せられた後、その遺邸を之に使用することになつた。この建築は文化二年大破したから改築したけれども、位置は藩未まで變らなかつた。今の下松原町である。

マチカタツカヨミサダメガキ 町方二日讀定書 金澤の町民が心得置くべき法令の集録で、毎月二日讀の際組合頭が讀み聞かせたものである。延寶頃では十七通が集められ、寛政四年には毎月二日讀追加九條があり、享和三年には凡べて十七條となり、天保六年にも亦十七條が選定せられてゐる。↓フツカヨミ 二日讀。

マチゲチ 町口 鹿島郡羽坂の内の小字。

マチクラマイ 町藏米 藩から知行を受けらるもの、收納する米穀は、百姓をして給人の指定する藏宿に運搬せしめ、藏宿は一石に付き藏敷米二升を得て、給人の之を賣却するま

で、保管の責に任じた。町藏米とも給人米ともいふものは是である。又給人が食料に供する爲、藏宿に寄託した米を引出すを引米といひ、給人から米切手を提出し、藏宿をして指定の石高を賣却せしめてその代價を受けるのは、拂米といはれた。

マチゲタイ 町下代 金澤町奉行に屬した下吏。その初は不明であるが、承應二年に松下四郎右衛門、萬治二年に山口助右衛門・森川五郎右衛門が命ぜられてゐる。元祿三年の文書に、先年は町下代一人に五人扶持を與へられ、町中から銀子五十枚を遣はしたが、寛文六年すべて切米五十俵になつた。その職務は二十年許前から小買手役の外、藩侯他出の際は町同志を助けて道筋を警固することになつたとある。それより以前は小買手役・市中道橋修理奉行を分擔したのである。

マチチ 町地 (一)金澤—金澤で町地といふのは商工の地域で、本町と地子町との別があり、町奉行の管轄に屬して居た。町地の一種である門前地は、寺社の所有地に町家を建築したもので、初は寺社奉行に屬してゐたが、後に町奉行の管轄に轉じた。武家の拜領地・下屋敷・組地には町名がなかつた。

(二)地方—城下以外では、市坊が町建になり、商工の多く居住する所は町と稱し、町奉行を派遣して支配せしめた。加賀の小松・本吉松任・宮腰、能登の所口は町であつた。町建であつても、御郡奉行の支配であれば行政上の町ではなかつた。單に町字の附いた部落が行政上の町でないことは勿論である。

マチツキアシガル 町附足輕 金澤町奉行に附屬したる足輕で、その組地は最初法船寺